

令和2年12月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和2年12月10日 午後3時30分
第一委員会室

2 閉会日時 令和2年12月10日 午後4時40分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	安武 昇	宮本 重和
青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児	原 月江
高原多恵子	阿部 茂典	渋田 健一	渡 健一郎
安武 正一	青柳 茂	井上 英二	

(2) 欠席者

篠崎 正信

4 議事に参与した者

係長	瀧本 佳規
係	松尾翔太郎
係	中田 学
係	大渡貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第4条（知事）

議案第3号 農地法第5条（知事）

議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

報告第1号 農地法第5条（届出）

報告第2号 農地改良届の受理について

報告第3号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

報告第4号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後3時30分開会

○係長（ 君） それでは、令和2年第12回古賀市農業委員会定例総会を開催させていただきますが、その前に出席委員の確認をさせていただきたいと思っております。

本日、 委員から欠席の報告がっておりますので、本日につきましては19名ということになっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、 会長のほうよろしく願いたいいたします。

○議長（ 君） こんにちは。本日は、寒い中、視察御苦労さまでございます。今年もあと残り少なくなってまいりました。いよいよ作業的に、仕事の忙しくなってくると思います。今コロナも流行しているものですから、皆様方も健康には十分注意してもらって、農作業に励んでもらいたいと思っておりますし、また来年に向けてがんばっていただきたくよろしくお願いしております。

それでは、ただいまから令和2年12月古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

.....
○議長（ 君） 本日の議事録署名人は、安武泰正委員と安武昇委員でお願いいたします。

.....
○議長（ 君） では、議案に入らせてもらいます。

日程1、議案第1号農地法第3条の許可申請について、申請番号12-18、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請、番号12-18について説明いたします。

今回の申請は、申請人が贈与により所有権を移転し、農地として使用していくものとなっております。

譲受人の年齢は39歳で、古賀市内で農業をされている方です。農業従事年数は約11年と伺っております。現在の農業経営状況といたしましては、かんきつ、野菜の生産をされております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は青柳でございます。五所八幡宮の北西に位置している丸囲み内の斜線部1筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、畑としてかんきつの生産を行っていきたいということです。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万6,323.73平米で、今回の申請は同一世帯内での申請であることから、耕作面積の変わりはなく、50a要件を満たしております。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりましたが、何かありましたら、何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） これも親子間の贈与ということで、問題ないと思ったので、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、申請番号12-18に対して賛成されます農業委員の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、申請番号12-19、農地法第3条の許可申請を事務局説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第1号農地法3条の許可申請、申請番号12-19について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。

譲受人の年齢は63歳の方で、古賀市内において自営業を営まれながら、市内に所有する農地において露地野菜を生産されております。農業従事年数は約8年で、耕運機等を所有されており、御自身と息子さんが2人で耕作をされておられるとのこと。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の4ページ目をお願いいたします。

今回の申請は、川原にございまして、青柳郵便局の南、譲受人の営む店舗の裏側となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、畑としてサツマイモ、トマト、キュウリ等の露地野菜の生産を行っていきたいということです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は、古賀市において6,573平米、今回の申請地501平米を合計いたしますと7,074平米になり、50a要件を満たしております。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりましたが、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ありませんかね。ないようでしたら、採決を採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第3条の許可申請、申請番号12-19に対して賛成されます農業委員の方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく農地法第3条の許可申請で、申請番号12-20、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） 議案第1号農地法3条の許可申請、申請番号12-20について説明いたします。

今回の申請は、申請人が贈与により所有権を移転し、農地として使用していくという内容です。譲受人の年齢は53歳で、古賀市内において農業をされておられる方です。農業従事年数は約20年と伺っております。現在の農業経営状況としましては、御家族とともに水稻、野菜の生産をされておられるとのこととです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の5ページをお願いいたします。

今回の申請地は、粕屋北部消防署の西側に位置している丸囲み内の斜線部1筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、本申請地においては市街化区域編入計画区域内となっておりますが、田として利用できる間は水稻の生産を行っていききたいということです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は1万185平米で、今回の申請は同一世帯内の申請であることから、耕作面積の変わりはなく、50a要件を満たしております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） これも贈与ということで、親子間の贈与ですけど、問題ないと思いますので。採決を採らせてもらってようございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、12—20に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、農地法第3条の許可申請で、申請番号12—21、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） 議案第1号農地法3条の許可申請、番号12—21について説明いたします。

今回の申請は、申請人が贈与により所有権を移転し、農地として使用していくものです。

譲受人の年齢は30歳で、古賀市内において農業をされておられる方です。農業従事年数は約3年と伺っております。現在の農業経営状況といたしましては、御家族とともに水稻の生産をされておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。

今回の申請は、今在家公民館の南西に位置している斜線部4筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、本市現地におきましても、市街化区域編入計画区域内となっておりますが、田として利用できる間は水稻の生産を行っていききたいということです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は6万814平米で、今回の申請は同一世帯内の申請であることから、耕作面積の変わりはなく、50a要件を満たしております。

あわせて、地元の区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。——これも親子間の贈与ということで問題ないと思いますので。採決を採らせてもらいます。

では、農地法第3条の申請番号12—21に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長 (君) 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、農地法第3条の許可申請で、申請番号12-22、事務局、説明お願いいたします。

○係 (君) 議案第1号農地法3条の許可申請、申請番号12-22について説明いたします。

今回の申請は、申請人が贈与により所有権を移転し、農地として使用していくものです。

譲受人の年齢は62歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約40年と伺っております。現在の農業経営状況としましては、御家族の方、御近所の方とともに水稻の生産をされておられるところです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の7ページをお願いいたします。

今回の申請地は、粕屋北部消防署の南東に位置している丸囲み内の斜線部11筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、本申請地も、市街化区域編入計画区域内となっておりますが、田として利用できる間は水稻の生産を行っていききたいということです。

最後に、下限面積について説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は8,778平米で、今回の申請は同一世帯内での申請であることから、耕作面積に変わりはなく、50a要件を満たしております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 (君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。——ないですね。

これも贈与ということで問題ないと思います。今から採決、農地法第3条の申請番号12-22に対して賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手12/12名]

○議長 (君) 全員賛成。ありがとうございます。

○議長 (君) では続きまして、日程2、議案第2号農地法第4条、申請番号12-2、事務局、説明お願いいたします。

○係 (君) 議案第2号農地法4条の許可申請、申請番号12-2について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法4条の申請で貸駐車場として転用するという内容となっております。

ます。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の9ページ目をお願いします。

申請地は筈内でございまして、熊鶴橋の西側に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分について説明いたします。

本申請地は、北側に向けて一部農地の広がりがございますが、その後宅地等の他地目の分断があり、農地の広がりについては10ha未満であることから、事務局では二種農地と判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

10ページは現況図、11ページが計画図となっております。

本計画としましては、貨物等事業者向けに大型トラック4台、中型トラック4台、社員用の普通車8台、合計16台分の駐車場を造るものとなっております。

左側の県道から乗り入れをすることとしており、乗り入れ部分についてはアスファルト舗装を行い、全体としては砂利舗装を行うこととしております。

敷地の整備につきましては、コンクリートブロックを設置することです。

次に、雨水・雑排水についてですが、場内の東側、西側、県道に接する南側につきましては透水性の側溝240を設置し、排水することとしております。

また、下流側には地元からの要望により、油水分離槽を設置することとしております。

汚水・雑排水については、資材置場であることから設置いたしません。

次に、切土、盛土についてですが、12ページ目をお願いいたします。

こちらは断面図を記載しておりますが、全体的に20cm程度の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元のほうからは、11月23日付で、午後10時から翌朝6時までアイドリングを行わないこと、油水分離槽を設置すること、通過道路であるため1mのセットバックを行い、また出入り時には十分気をつけること、そういったことを条件として水利承諾書が提出されており、また区域委員さんから署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。はい、どうぞ。

○副会長（ 君） 担当地区の委員でございます。この件につきまして、11月23日に協議をいたしまして、今事務局から説明があったとおりの内容でございますので、御審議のほど

よろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かありませんか。はい、どうぞ。

○委員（18番 君） トラックとか駐車される計画となっていますが、井戸とかはもう掘らないのかというふうな点、条件はなされたのですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 地元からも伺いましたけども、井戸等を掘るという計画はないように伺っております。

○議長（ 君） どうぞ。

○委員（5番 君） トイレの設置はないですね。

○係（ 君） トイレを設置するというふうには伺っておりません。

○議長（ 君） ほかにないですか。（発言する者あり）ほかにないですかね。はい、どうぞ。

○委員（20番 君） 雨水・雑排水をというか、油水分離槽をつけるというふうになっておりますけども、ここは車を洗車しないですね、多分こういうのが出る可能性があるということで、多分、処理槽を造るということなんですかね。そういう意味ですか。

○議長（ 君） はい、どうぞ。

○副会長（ 君） 何年前か一応薬王寺のほうから油が流れ出たと、それを見たらそこは全然、作業所で何も油水分離槽は造ってなかったんで、それらを筵内地区で何か経験があつて、車の場合は……

○委員（20番 君） 念のために。

○副会長（ 君） はい。

○議長（ 君） ほかに。——ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、申請番号12-2に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号農地法第5条の許可申請、申請番号12-21、事務局、説明お願ひいたします。

○係（ ████████ 君） 議案第3号農地法5条の許可申請、番号12-21について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により、親族間で使用貸借を行い、自己用住宅に転用するという内容でございます。

申請人、申請地等については記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の15ページをお願いいたします。

申請地は薦野にございまして、有料老人ホーム美原園の北西に位置する斜線部の1筆となっております。

次に、農地区分について説明いたします。

本申請地は、周囲を宅地等による他地目の分断があり、農地の広がりには10ha未満であることから、二種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。16ページ、17ページをお願いいたします。

16ページが現況図、17ページが計画図となっております。

計画では、敷地の北側に住宅を建設し、西側に駐車場を設け、のり面についても西側の市道から行うこととしております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

まず、雨水につきましては、住宅の周囲に雨水枥を設置し、西側市道の側溝に排水することとしております。

汚水につきましても、西側市道に集落排水をやっていることから、そちらに接続することとしております。

次に、切土、盛土につきましては、18ページを御覧ください。

こちら断面図をつけておりますが、全体として20cm程度の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元から11月22日付で条件なしということで承諾書の提出がっております。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ ████████ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりましたが、何かありますか。はい、どうぞ。

○委員（15番 ████████ 君） 地元の区域委員です。事務局より説明がありましたように無条件で承諾しています。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ ████████ 君） ありがとうございます。ほかに何かないでしょうか。——ないですかね。なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、申請番号12-21、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、農地法の第5条の許可申請、申請番号12-22、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） 議案第3号農地法5条の許可申請、申請番号12-22について説明いたします。

申請地につきましては、記載のとおりです。

今回の申請は、農地法5条の申請で、売買により所有権を移転し、建築条件付売買予定地として転用される内容となっております。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の19ページをお願いいたします。

申請地は薦野にございまして、大人橋の西に位置します丸囲み内の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分について説明いたします。

本申請地は、東側に向けて農地の広がりがございますが、広がりについては10ha以上になることから、一種農地として判断しております。

ただし、今回の転用は住宅等居住者が生活上必要なスペースで、集落に接続するものとして集落接続に該当するため、許可できるものと事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。20ページ、21ページ目をお願いいたします。

20ページが現況図、21ページが計画図となっております。

本申請地は、3棟の宅地を造成する計画になっており、それぞれ南側の市道より乗入れを行う計画となっております。

まず、現況図を見ていただきますと、申請地の南側に水路がございますが、申請者により自由勾配側溝を行う計画となっております。また、敷地の周囲につきましてはコンクリートブロックを敷設することとしております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

まず、雨水につきましては、各敷地内に雨水枡を設け、南側の水路に排水することとしております。

汚水・雑排水につきましては、南側の市道に集落排水が来ておりますことから、そちらにつながり込んでいく予定となっております。

次に、切土、盛土につきましては、22ページ目、23ページ目に断面図をつけております。計画としましては、敷地ごとに段状に造成する予定となっておりまして、造成内敷地において、最大で94cmの盛土を行う計画になっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、10月25日付で無条件の承諾書の提出をいただいております。また、南側に大根川からの取水を行う枡がございますが、そちらにつきましては筵内農区が管理も行うこととなっておりますことから、筵内農区に対して誓約書の提出もあっております。

その内容としましては、取水枡等について、破片やごみなどが流入しないよう細心の注意をもって施工すること、破損した場合は責任を持って修繕すること、地元農家が取水枡の管理作業を行うことについて、宅地購入者に説明を行い、了解を得ることとなっております。

あわせまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりましたけど、何かありますか。はい、どうぞ。

○委員（15番 君） 地元の区域委員です。先ほど事務局からありましたように、無条件でやっております。また筵内農区への誓約書の提出がされておられます。

以上です。

○議長（ 君） ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないですかね。なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条の許可申請、申請番号12-22に対して、賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく農地法第5条の許可申請、申請番号12-23、事務局、説明お願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第3号農地法5条の許可申請、申請番号12-23について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により、親族間で使用貸借を行い、自己用住宅に転

用するという内容となっております。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の24ページをお願いいたします。

申請地は谷山にごさしまして、谷山区公民館の南に位置する丸囲みの内の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を宅地等による他地目の分断があり、農地の広がり10ha未満であることから、二種農地であると判断されます。

次に、計画図の説明をいたします。25ページ、26ページをお願いいたします。

25ページが現況図、26ページが計画図となっております。

26ページの計画図では、敷地の北側に住宅を建設し、西側に駐車場を設けるものとしております。のり面につきましても西側の市道から行うこととしております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、住宅の周囲に雨水枡を設置し、西側の市道の側溝に排水することとしております。

汚水につきましても、市道まで集落排水が来ておりますことから、そちらに接続することとしております。

次に、切土、盛土についてですが、27ページのほうに断面図をつけております。全体として35cm程度の盛土を行う計画になっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元から11月20日付で地元開発委員会の規約、協議結果を遵守することを条件として承諾書の提出がっております。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君）　ただいま事務局説明が終わりました。

私が地域委員ですから説明させてもらいます。

11月の20日に開発委員会を開きまして、基本的に問題ないんですか、一部南側に水路があって、それにまだ下に田んぼがありますので、これが基幹水路になっているところを十分に守るということを条件付で話しして、開発委員会でよしということで許可しております。

以上です。御審議よろしくをお願いいたします。

ほかないですかね。何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決採らせてもらったようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、申請番号12-23に対して、賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、農地法第5条の許可申請で、申請番号12-24、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第3号農地法5条の許可申請、申請番号12-24について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条により申請を行い、親族間で使用貸借を行い、自己用住宅に転用するという内容となっております。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の28ページをお願いいたします。

申請地は小竹にございまして、小竹区公民館の南に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は、南西に向けて農地の広がりがありますが、その土地において山林、宅地等建物の分断、また高低差で分断があり、農地の広がり10ha未満であることから、二種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。議案書の29ページ、30ページをお願いいたします。

29ページが現況図、30ページが計画図となっております。

計画では、敷地の南側に住宅を建設し、北側に駐車場を設けるものとなっております。計画では、のり面につきましては北側の市道から行うこととしております。また、敷地の整備につきましては、コンクリートブロックを設置することとしております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、住宅の周囲に雨水枡を設置し、東側の隣地の申請の所有地内に設置してある水路に接続し、南側の水路に排水することとしております。

汚水につきましては、敷地内に合併浄化槽を設置し、雨水同様排水することとしております。

次に、切土、盛土につきましては、31ページに断面図をつけておりますが、全体として15cm程度の盛土を行う計画です。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは11月18日付で申請地と接する公衆用道路用地との分断を明確にすることを条件として承諾書の提出があります。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりましたが、何かありますか。はい、どうぞ。

○副会長（ 君） 地区農業委員より若干補足させていただきます。

11月の18日に開発委員会を開催いたしました。申請人は数年前に新規就農しており、申請地は現在休耕しております。近隣の農地にも影響がないことから、承諾いたしました。

審議の上、御議決をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですか。——なければ、採決採らせてもらったようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条の申請番号12—24に対して、賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、農地法第5条、申請番号12—25、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、説明に入らせていただく前に、1点修正がございましたので申し上げます。

備考欄に「準都市計画区域」として記載しておりますが、「市街化調整区域」の誤りでございました。大変失礼いたしました。

では、議案第3号農地法5条の許可申請、番号12—25について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で売買を行い、流通用の自動車の駐車場に転用するという内容となっております。

申請人、申請地等につきましては記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の32ページをお願いいたします。

申請地は新原にございまして、古賀インターチェンジの入り口の南側の斜線部1筆となっております。

次に、農地区分について説明をいたします。

本申請地につきましては、高速道路の入り口300m以内に位置していることから、三種農地と事務局では判断しております。

三種農地の考え方につきましては、本日、机上において三種農地の考え方についての資料をお配りしておりますので、こちらを御覧になっていただければと思います。

少しこちらについて説明をさせていただきますと、三種農地につきましては、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるものとされております。

三種農地につきましては、原則として農地の転用については許可されるものとなっております。

今回のケースにつきましては、右側のページに記載しておりますけれども、②番というところで、申請に係る農地等がおおむね300m以内に次に掲げる施設のいずれかが存在するということに対応しております。

こちらは、Bの項目の高速自動車国道その他の自動車のみ交通の用に供する道路の出入口ということで、古賀インターチェンジ入り口が該当するものとして判断しております。

では、議案のほうに戻りまして、計画図のほうの説明をいたします。議案書の33ページ、34ページをお願いいたします。

33ページが現況図、34ページが計画図となっております。

本申請地の道路を挟んで北側に譲受人のトレーラー等の貨物車両を駐車するスペースとして利用されることになっており、本地においては、社員が使用する普通車の駐車場として利用する計画となって、場内につきましては、砂利舗装を施し、西側、南側についてはコンクリートブロックの土止めを行う計画となっております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、南側にU字型側溝を設置し、西側の既存側溝に接続し、排水する計画となっております。

汚水・雑排水については、発生いたしません。

切土、盛土につきましては、35ページ目に断面図を記載しておりますが、周囲の道路の高さより50cm程度の盛土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは条件なしということで承諾書の提出がっております。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局説明が終わりましたけど、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（8番 君） 地元委員の安武です。

11月の20日に地元の開発委員会を行いまして協議いたしました結果、この開発地は周りに水田がなく、上の水田は本人の所有であることから、条件なしで承諾しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。はい、どうぞ。
- 委員（5番 君） 前もありましたけど、トイレは駐車場がありますので必要になると思うのですが。
- 議長（ 君） 事務局。
- 係（ 君） 本申請地の北側というか、道路を挟んで向い側が事業者が資材置場とか、または大型トラックの駐車場として使用されることとなりますので、そちらのほうに貨物、そういった簡易トイレが設置されることがあるかもしれませんが、今回の駐車場につきましては、車両の駐車場とあと出し入れに少し幅が必要ということで、こういった場合、かかる可能性がありますので、物は置く予定はないということで伺っております。
- 議長（ 君） いいですか。はい、どうぞ。
- 委員（5番 君） これから、それは向こう側に寄ってできるだけ、要望はできないんですかね、許可するときに。
- 議長（ 君） 事務局。
- 係（ 君） 仮設用の駐車場を設置してほしいということですか。
- 委員（5番 君） 設計にないですけども、仮設用のそういう、要は、これは可決するでしょう、転用していいですよ、そのときに。
- 係（ 君） トイレを設置しないことということ。
- 委員（5番 君） いやいや、トイレ設置してくださいということです。
- 係（ 君） 設置されるものについては図面に記載していただく必要がございますので、そういったものを設置されるのであれば、記載していただくことは伝えることは可能です。
- 委員（5番 君） 結局簡易トイレを設置するというのは条件入っていませんから、だけど、仮設トイレを設置を要望することはできるのかという、そういうことです。
- 議長（ 君） はい、どうぞ。
- 係長（ 君） ただいまの 委員の御質問といたしますか、御意見に対しましては、農業委員会としてなぜそれが必要なかというところを一つは申請者に対して言わなきゃいけないかなというふうに思っています。

例えば、先ほど申請番号の、議案第2号の4条の申請のところ、駐車場の油水分離槽の話とか出ておりましたが、これにまわりの周辺の農地等に影響する部分について、当然、油水分離槽を設置していただきとかという部分で農業委員会として意見を上げるということは、申請者に伝えるということは可能かもしれませんが、仮設トイレを造る造らないということは、農業委員会としての判断としてどう捉えられるのかというところはきちんと理由づけをしていかなきゃいけ

ないかなというふうに思います。

○委員（５番 ■■■■■君） 許可申請、農業委員会としての申請要請ですね、そのことについては相当の理由があるというふうなふうに理解するんですけども、一般的に車庫等で例にするんならトイレは必要でありますから、まあ周りは野外です、用をたすとかもありうるんでしょから、公衆衛生上いかがかなと思ったから質問しました。以上です。

○議長（■■■■■君） はい、どうぞ。

○委員（２０番 ■■■■■君） この駐車場の前に、事務所か何かあったんですけども、今日行ったら全部つぶされていたんですけども、この端っこの横に男子用のトイレがあったような気がするんですよ。私、散歩はあそこへ行くんですけど、たしか男子用のトイレがあったような気がするんです。この前に建物みたいながあると思うんですが、一番道筋の端をちっこいやつあったかなと思うんです。ちょっと確認してください。

今日はもうつぶされて何も平地になっていましたけども、たしか男子用トイレがあった記憶はあるんです。

○委員（６番 ■■■■■君） あそこは前の会社が作ったものでした。

○委員（２０番 ■■■■■君） あっ、前の会社のですか。

○委員（６番 ■■■■■君） 広がっているところの横に建物などがあったのですが、前に会社があってそこが作ったものです。そして移転するときに全部崩してしまっただけです。

○議長（■■■■■君） ほかはないですかね。はい、どうぞ。

○委員（８番 ■■■■■君） この件もそうですけど、高速が近い関係から、運送会社の利用が大変古賀市全体で多いと思うんですけど、住宅地の中とか、そういうところにも近くに大型トラックが入ってくるような状況が、先月、先々月ですかね、清瀧、薦野でもありましたけど、こういうのは一般住宅地の中に大型トラックがどんどん入ってくる状況になってくると思うんですよ。

こういうのは申請があれば許可していくべきものではないかなと思うんですけどね。

○係（■■■■■君） 農業委員会では農地法に基づいた審査しかできないような状況なので、農業委員会としては周囲の営農上支障があるということが、言えればそのことについては指摘ができることかなと。あとは都市計画法とか、地域の用途区分のこの辺のところでは言えるものと、許可が出せるもの出せないものという判断があるかだと思います。

○委員（８番 ■■■■■君） じゃ、農業委員会に諮る前に都市計画課にも連絡が行っているんですか。

○係（■■■■■君） 開発行為がされますと、農業委員会に申請を提出する前に、指導要綱とい

う手続がありまして、市役所内の関係部局との協議する場がございます。そこに対して都市計画法上、他の法令上適当かどうかということ判断されるものであります。

○委員（8番 君） 古賀の場合は高速とか3号線、二日市線、大変交通の便がいいわけですけど、資材置場、こういうトラックの駐車場、今からもうどんどん要望で上がってくると思うんですけど、こういうのをそのまま野放しにしておくと、先々困ったことが起こりませんか。

農業委員会は農地との関係で許可出すと思うんですけど、農業委員会にかかる前にそういう部署で検討されるべきだとは思いますが。

○議長（君） 事務局。

○係長（君） 委員おっしゃるように、いろいろ転用、開発についてはいろいろ事業者でございます。建物が建つものについては、特にそれぞれ都市計画法の規制があつたりしますし、今言われたように、流通業であつたり、運送業であつたりというところであれば、それをが申しあげましたように、1,000m²以上の開発であれば、市の指導要綱に必ずかけて指導を行っていくというところになっています。

市の指導要綱につきましては、農業委員会の水利承諾書と同じように各行政区のほうに開発許可の関係での承諾を行政区長さんなり、行政区のほうの代表の方で開発委員会の代表の方の署名捺印を頂いているところになりますので、そういう点で、地元の方等には御理解いただいているんじゃないかなというふうには感じているところではございます。

○委員（18番 君） 委員が言っているのは農業委員が、私もあつちらこつちらで農業しよるけ分かるんですけど、転用についての考えを将来的な基準というのを決めとかんと、やっぱり農業の利便性からいうのと、地主さんは農地を少しでも生かして家賃収入でも、売買による収益を得たいというのと、どうしても農地がほとんど絡んどるんですよ。

そこで、4tぐらいのトラックやったら離合はできるのだけど、大型、トレーラーが入ってくると、やっぱり大きいから動きもあれやし、いざそこを横断する、離合するというときには、私たちが行き来するときにも、やっぱりそこが支障があるというのが内心の意見なんで、その辺もここいら農地が固まると、ここいらはやっぱり家も絡んどるかというのを少し考えていっとかんと、先ほど筵内の案件もありましたけど、あそこは通学路で指導要綱で今後、時間帯とかアイドリングとか規制するというけど、やっぱり大型車があつたら、やっぱり商売だから稼働率を上げようとする、時間帯避けても行き来は多分すると思うんですけど、あれなりにやっぱり道も狭いし、道が広くて問題ないなら私も致し方ない、許可せざるを得んという部分はあるけど、いろいろ新原、高速道路が300m以内とかといってみて、道が狭いのに大型が入ってきたら、じゃあ、そこでトラクターなりトラックに鉢合わせしてしまつたら、絶対やっぱり差し支えると

思うんですけど、じゃけ、やっぱりその辺はもう農地の図面もあるんで、許可するときに基準を設けるか、そこいら考えていただいてもらわんと、内心は物すごく支障があるねっていうのが本音なんで、これがもう誰が見ても致し方ないねっていうようなのが何か整理できればなというのは意見でございます。

以上です。

○係長（ 君） ただいま 委員の御意見なんですけども、一つは開発行為に関するものについては、先ほど申し上げるのを忘れていましたけども、事業内容等によっては、そこまでの事業開始についての接道の幅員、道路幅員と条件としてつけられる場合もございますし、開発行為となれば必ず6 m以上でなければならないとか、4 m以上でなければならないというものもございます。

基本的には、やはり法令に従って我々も業務をさせていただいているところがございまして、また、指導要綱の内容としては、できるだけ今言われたように、近隣の住民の方等に迷惑にならないようにセットバックを開発者をお願いするというところも行っているところでもありますけども、そこについては法令に定められていなければ、なかなかそれ以上指導できない、お願いできないというところは現状ではございます。

当農業委員会もなかなか要望でしかできない部分がそこらになるとできない部分がございますので、そういう点も含めてせっかく、今度検討会もつくっていただいておりますので、農業委員会の意見としてまとめていただくことも今後していただければなというふうには思っているところでございます。

以上であります。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかはないですか。 委員。

○委員（19番 君） 今までの事務局の話聞いていますと、この内容の案件につきましては、大型車両の通す通さない、こういう案件についてはなかなか法的には対象とするのが厳しいんじゃないかという、特に広域農道が走っていますように、薦野からずっと葉王子、小山田、谷山の経路、あちらのほうについては、県あたりは県の、福岡市のほうに通勤する人たちが多いということで、そちらを中心的に開発している。ところが筵内から古賀のほうに来るものについては、なかなか県は動かないというところがございますけども、一方では特に大型車両の駐車場を作ると、だから非常にそのまま中央線もないのに、車はいっぱい通るとこういうところが非常に難しい点があるかと思えますけれども、決して好ましい状況ではないということが言えると思うんですね。

事務局としても、なかなか開発を止めるということは難しいだろうと思えますけども、その点はやっぱり考えておく必要があるかというふうに思います。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かありませんか。はい、どうぞ。

○委員（5番 君） こういうこと全部含めて開発指導要綱なり、古賀市の建設条例なんかですね、そういうことも検討していただけたらと思います。

そうしないと、巨大な社会の一員の中にも農地、農業委員会が担当する農地や農地転用、農業者の意向をすると、転用はやめられないかなというような気持ちもありますから、だけど、全体的な道路とか、そういうところも推しはかりながらバランスのある開発になるように、農業委員会もそうですけども、行政のほうもそういう形で検討をお願いしたい、要望です。以上、要望です。

○議長（ 君） ほかにないですかね。はい、どうぞ。

○副会長（ 君） いろんな意見が出ましたけど、そういう意見を踏まえてこの活性化委員会、そういうのも準備していただきたいと思いますし、開発においては、こういう調整においては、トイレの問題、あるいは浄化槽の問題ですか、それを設置すると設置しないと、そのときそのときの地元の水利委員会とか開発委員会でばらばらになってですね、これというのはやはり私たちが審議するのは、開発の案件をどうするんかと言われても、開発に伴う隣地の農地がどういう影響を及ぼすかとか、そういうのを視点を考慮していかんにゃ駄目ですね。だから、そこいら辺を含めてある程度各地域に統一的に検討ができるように、活性化委員会あたりで検討していく必要があると思います。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかにないですかね。

特に農業委員会では駐車場について今まで出てきましたけど、これまで上がった話はなかったですね。確かに大事なことだと思います。それはやっぱり今後は、市のほうまで条例で決めることは難しいと思いますが、ただ、農家の開発委員会ではある程度の話はできるんじゃないかなと思うんですな、その辺で決めてもらえれば、要綱にのってもらえば、これも今の案件は案外スムーズにいくんじゃないかなと思います。そういうことで進めていきたいと、今後してもらえば、古賀市も助かるんじゃないかなと思いますし、この議題にもなくなるんじゃないかなと思います。

そういうことでよろしいですかね。ほかにないですかね。——なければ採決採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、農地法第5条申請で、申請番号12-25に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、日程4、議案第4号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）、申請番号12-63から12-147まであります。ここまでは12月ですから、更新の分がたくさんありますので、スムーズに進行お願いいたします。事務局、よろしくお願ひします。

○係（ 君） では、議案第4号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で7件、更新で85件の利用権設定の申出がっております。

今回、更新の申出が多くなっており、関係者となられる農業委員さんが7名、推進委員さんが4名いらっしゃいます。そのため当議案につきましては、この後、席に残られる農業委員さんの過半数以上の賛成をもって許可、不許可の判断を行うことを先日開催されました六役会の中で決定されておりますので、御承知のほどお願いいたします。

それでは、 会長、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員が関係者となりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 会長、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員、 委員 退席〕

○係長（ 君） 補足をちょっとすみません。ただいま 君のほうから御説明させていただきましたように、議決権については、既に半分以上の農業委員さん、議決権を持たれている農業委員さんは、席を離れておりますので、残られた農業委員さん、今7名いらっしゃいますけれども、これより後は副会長どちらかに進行していただきますので、それ以外の6名の方に議決権をお願いしたいというふうに思っております。

過半数以上、通常出席委員の過半数以上の承認をもって可決ということになりますけれども、今回の場合は残られた6名の過半数以上になります、3名になりますけれども、4名以上の方が可ということであれば、承認ということで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） そういふことでございますので、事務局の説明お願ひいたします。

○係（ 君） それでは、議案について御説明いたします。

まず、新規の申出につきまして、37ページ、申請番号12-63、所在、青柳小当町、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2つで、合計面積3,178平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和3年1月1日から令和12年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号12-64、所在、谷山後田、登記簿地目、畑、現況地目、田の筆が1筆、面積1,266平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和3年1月1日から令和3年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、38ページ、申請番号12-65、所在、谷山後田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積1,164平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和3年1月1日から令和3年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号12-66、所在、筵内高柳、登記簿地目、畑、現況地目、田の筆が1筆、面積693平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和3年1月1日から令和12年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、39ページ、申請番号12-67、所在、薦野貝地、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、面積3,494平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和3年1月1日から令和12年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号12-68、所在、青柳町六ノ坪、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、面積461平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和3年1月1日から令和12年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、40ページ、申請番号11-69、所在、久保上ノ原、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、面積1,259平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和3年1月1日から令和5年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号12-70、所在、新久保1丁目、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積555平米、貸付人、借受人については記載のとおりです。

令和3年1月1日から令和5年12月末までの貸借りとなっております。

ただいま説明いたしました申請番号12-69につきましても、先ほど私は間違えて11-69と申してしまいました。修正とおわび申し上げます。

41ページの申請番号12-71から82ページ、申請番号12しかく147までは全て更新の申出となっておりますことから、説明は割愛させていただきます。

なお、新規の申出につきまして、40ページ、申請番号12-70の申請地につきましては、市街化区域内の農用地となっております。また、更新の申出、77ページ、申請番号12-137、78ページ、申請番号12-138の申請地につきましても、令和3年4月頃、市街化区域への編入が予定されております。

基本的に農業経営基盤強化促進法利用権設定事業につきましては、市街化区域外の農用地で行うこととなっております。しかしながら、例外として市街化区域外の農用地と連担しているなど、一帯として農用上利用される農用地が存する地域では、利用権設定等促進事業の実施が対象とな

っております。

そのため、当該申請地は市街化区域内、または今後市街化区域編入予定の農用地ではございますが、例外規定を活用し、利用権設定の申出を受理いたしました。

以上、新規の申出につきましては全て区域委員並びに近隣の区域委員の皆様の署名捺印を頂いておりますことから、申請を受理しております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ただいま事務局の説明が終わりました。何か質問がありますか。

○委員（9番 君） 39ページ、12-67、それから12-68、受人の方が千葉県とか、福岡市だと近いんですが、千葉県とかありますが、どういうことなのか、お伺いします。

○係（ 君） まず、申請番号12-67、68につきまして、どちらも今後1月頃には古賀市に転入予定ということで伺っております。そのため、1月から利用権設定の申出を受理しているところです。

○議長（ 君） ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決を採らせてもらっていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、議案第4号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）につきまして、賛成される農業委員の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手6/6名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

〔 会長、 委員、 委員、 委員、 委員、
 委員、 委員、 委員、 委員、 委員 着席〕

○委員（8番 君） ちょっといいですか。更新のときには金額は前期と同じ金額でされていきますか。

○係（ 君） いえ、それぞれ出してもらって、もう1回書いてもらって。（発言する者あり）

○議長（ 君） はい、どうぞ。

○係長（ 君） ただいま離席されていた農業委員さんもいらっしゃいましたので、利用権設定について1点だけちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

○係（ 君） 今回、ちょっと市街化区域内の農用地における利用権設定という申出があつておりました、番号で言いますと、40ページの12-70と、続いては更新の申入れ、77ページ、申請番号12-137、78ページ、申請番号12-138の申請地についても、

令和3年度頃、今在家地区ですね、市街化区域への編入が予定されております。

基本的に農業経営基盤強化促進法利用権設定等促進事業につきましては、市街化区域外の農地で行うこととなっております。しかしながら、例外として市街化区域外の農用地と連担しているなど、一帯として農業上利用されている農用地の存する地域では、市街化区域内の農用地でも利用権設定の実施が可能となっております。

そのため、今回特例として、市街化区域内または市街化区域編入予定の農用地を例外規定を活用して利用権設定の申出を受理しているところです。

○係長（ 君）　ということですので、御了承いただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長（ 君）　ありがとうございます。何か発言はないですかね。——なければ、議案はこれで終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時40分閉会
